

オプトル
グリーン調達基準

< 附属書 >
環境影響化学物質管理基準

2026 年 9 月 30 日

(第 1 版)

株式会社オプトル

目次

1	目的	3
2	適用範囲	3
2.1	製品への適用範囲	3
2.2	部品・材料への適用範囲	3
3	用語の定義	4
3.1	環境影響化学物質	4
3.2	物質・調剤	4
3.3	アーティクル	4
3.4	含有	4
3.5	含有禁止物質	5
3.6	含有禁止候補物質	5
3.7	含有管理物質	5
3.8	均質素材 (Homogeneous Material)	5
3.9	含有閾値	5
3.10	適用除外用途	5
◆	製品、部品・材料の使用可否判断	6
4	環境影響化学物質の管理基準	7
4.1	含有禁止物質・含有禁止候補物質	7
◆表 4-1-1	含有禁止物質リスト	7
◆表 4-1-2	含有禁止候補物質リスト	9
◆表 4-2-1	含有禁止物質の管理基準	10
4.2	製造工程使用禁止物質	17
◆表 4-3	製造工程使用禁止物質	17
4.3	含有管理物質	18
4.4	含有化学物質情報収集対象品の適用範囲	18
別表 1	参照法令・自主基準一覧	19
改訂履歴		20

1 目的

本基準は、当社ブランド製品を構成する部品、材料に含有する化学物質について、その含有状況を把握、管理し、環境影響を及ぼす化学物質については禁止、削減を目指すことを当社取引先様に周知徹底し、製品全体の環境負荷低減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

2.1 製品への適用範囲

本基準は当社ブランドを付した製品に適用する。

1. 当社で設計・製造し、販売する製品
2. 当社が第三者に設計・製造を委託し、当社ブランドを付して販売する製品
3. 第三者が設計・製造を行ったものを、当社ブランドを付して販売する製品

詳細は本体「◇本グリーン調達基準の適用範囲」を参照。

2.2 部品・材料への適用範囲

1. 製品を構成する部品、材料
2. 製品の包装材料・包装用部品
3. 取扱説明書類
4. サービスパーツ
5. グリス、接着剤、両面テープ、包装用テープ等の製造用消耗品

3 用語の定義

3.1 環境影響化学物質

1. 国内外の法規制または環境ラベル等の自主基準において、その使用、あるいは用途、含有量等の制限が求められている、または将来求められることが見込まれている化学物質をいう。
2. 国内外の法規制または環境ラベル等の自主基準において製品への含有情報の開示を求められている化学物質をいう。
3. 入札時などに顧客から製品への含有情報の開示を求められる可能性がある化学物質をいう。
4. 上記以外にも、近い将来使用用途、含有量の制限もしくは情報開示の必要が見込まれるため、含有情報を把握する必要がある化学物質をいう。

3.2 物質・調剤

物質とは、化学元素および自然の状態、または、あらゆる製造プロセスから得られる化学元素の化合物をいう。安定性を保つのに必要なあらゆる添加物や使用するプロセスから生じるあらゆる不純物が含まれる。しかし、物質の安定性に影響を及ぼさない、または、その組成を変えずに分離することのできるあらゆる溶剤を除く。

また、調剤とは2つ、またはそれ以上の物質からなる混合物、または溶液をいう。

3.3 アーティクル

生産時に与えられる特定の形状、表面、またはデザインがその化学組成よりも大きく機能を決定する物体をいう。製品の場合は、製品、製品を構成する部品、また最終製品に残存する意図的に製品、包装材料に付着させた製造用消耗品が該当するが、このうち意図的放出する部分は物質・調剤とみなされるためアーティクルではない。

3.4 含有

化学物質が、製品および、製品を構成する部品・部材に含まれていることを指し、下記の意図的添加、非意図的含有のどちらの場合も含有とみなす。

1. 意図的添加

当該物質が部品、材料に対して、性能向上や特性変更を目的として使用されることを指す。また、製造工程等で当該物質が使用され、最終製品に含有することが明らかな場合も意図的添加とみなす。

2. 非意図的含有

当該物質が天然素材中に含有される物質、または反応の過程で生じる物質であり、精製過程で技

術的に除去しきれない場合や（いわゆる不純物）、製造工程において意図せずに混入・付着した場合などをいう。

3.5 含有禁止物質

懸念される環境影響や安全性等から、法規制等に基づいて、製品および製品を構成する部品・材料への、閾値以上の含有を禁止する物質。ただし適用除外用途に該当する場合を除く。

3.6 含有禁止候補物質

規制内容や施行開始時期は確定していないが、近い将来に「含有禁止物質」に追加される可能性が高い物質をいう。

3.7 含有管理物質

製品および、製品を構成するアークティクルへの含有情報を把握、管理する物質をいう。

3.8 均質素材 (Homogeneous Material)

機械的に、別々の素材（材料）に分離できない素材（材料）を指す。例えば以下のようなものを指す。

- 金属合金、ポリマーアロイ、化合物等
- 塗料、接着剤、インキ、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダー等

塗装、印刷、めっきが施された部品は素材の部分と塗料、インキ、めっき部分が機械的に分離できるため、それぞれが均質素材となる。「機械的な分離」とはネジの取り外し、切断、粉碎、研削、研磨等の機械的行為によって、素材（材料）が分離されることを指す。

【光学部品における均質素材の考え方（参考）】

レンズユニットの場合、以下はそれぞれ別個の均質素材として扱う。

光学ガラス素材／光学樹脂素材／反射防止コーティング膜／遮光塗料（墨塗り）／鏡筒母材（金属・樹脂）／鏡筒表面処理層（めっき・アルマイト・塗装）／接着剤／O リング・パッキン／ネジ／絞り羽根 等

3.9 含有閾値

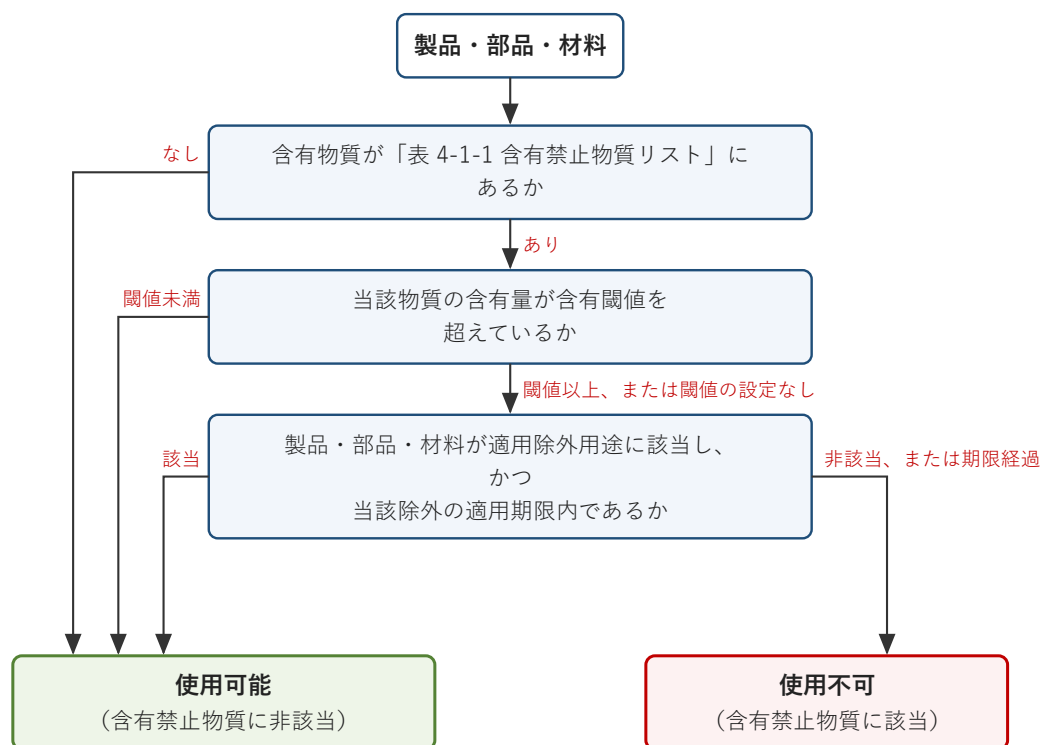
部品、材料に含まれる物質の含有量もしくは、含有濃度の管理基準値をいう。ただし、部品中に、複数の素材（材料）が含まれる複合素材部品の場合、含有濃度は部品全体を分母とした値ではなく、対象物質を含有している**均質素材 (Homogeneous Material)** における濃度とする。

3.10 適用除外用途

環境影響化学物質において、法規制の除外項目に該当するなどの観点から、含有禁止の適用とならない用途や製品を指す。なお、適用除外用途には**適用期限**が定められているものがある。期限が到来した以降は、当該用途であっても含有禁止物質として取り扱う。

◆製品、部品・材料の使用可否判断

下図の使用可否判断フローに従って、製品、部品・材料の使用可否判断を行う。



※ 適用除外用途には適用期限が定められているものがあります。期限が到来した以降は、当該用途であっても含有禁止物質として取り扱います。

【図 1】 使用可否判断フロー図

4 環境影響化学物質の管理基準

4.1 含有禁止物質・含有禁止候補物質

表 4-1-1 に含有禁止物質リスト、表 4-1-2 に含有禁止候補物質リストを示す。

表 4-2-1 には、含有禁止物質の管理基準として、規制対象とその使用例、含有閾値、含有禁止の適用除外用途、および参照法令について示す。

◆表 4-1-1 含有禁止物質リスト

No.	物質名	英語名
1	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）	Polychlorinated Biphenyls (PCBs)
2	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	Polychlorinated Terphenyls (PCTs)
3	ポリ塩化ナフタレン（PCN 類）（塩素数が 1 以上）	Polychloronaphthalenes (PCNs) (Cl $\geq$ 1)
4	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	Polybrominated Biphenyls (PBBs)
5	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	Polybrominated Diphenyl ethers (PBDEs)
6	短鎖型塩化パラフィン（炭素鎖長：10-13）	Short Chain Chlorinated Paraffins (Carbon chain length: 10-13)
7	アスベスト類	Asbestos
8	オゾン層破壊物質	Ozone Depleting Substances
9	カドミウム及びその化合物	Cadmium and Cadmium Compounds
10	六価クロム化合物	Hexavalent Chromium Compounds
11	鉛及びその化合物	Lead and Lead Compounds
12	水銀及びその化合物	Mercury and Mercury Compounds
13	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、その塩及び PFOS 関連化合物	Perfluorooctane sulfonic acid (PFOS), its salts and PFOS-related compounds

14	特定アミンを形成する一部のアゾ染料・顔料	Certain Azocolourants and Azodyes
15	三置換有機スズ化合物	Tri-substituted organostannic compounds
16	ジブチルスズ化合物	Dibutyltin (DBT) compounds
17	ジオクチルスズ化合物	Dioctyltin (DOT) compounds
18	ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル（DMF））	Dimethyl fumarate (DMF)
19	多環芳香族炭化水素（PAHs）	Polycyclic aromatic hydrocarbons (PAHs)
20	ペルフルオロオクタン酸（PFOA）、その塩及び PFOA 関連化合物	Perfluorooctane acid (PFOA), its salts and PFOA-related compounds
21	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）	Hexabromocyclododecane (HBCDD)
22	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP）	Bis(2-ethylhexyl) phthalate (DEHP)
23	ブチルベンジルフタレート（BBP）	Benzyl butyl phthalate (BBP)
24	ジブチルフタレート（DBP）	Dibutyl phthalate (DBP)
25	ジイソブチルフタレート（DIBP）	Diisobutyl phthalate (DIBP)
26	ハロゲンを構造内に含むポリマー	Polymers in which halogens are contained structurally
27	長鎖ペルフルオロカルボン酸（C9-C21 PFCAs）、その塩及び関連化合物	Long-Chain Perfluorocarboxylic Acids (C9-21 PFCAs), their salts and related compounds
28	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) [PIP(3:1)]	Phenol, isopropylated phosphate (3:1) (PIP (3:1))
29	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）、その塩及び PFHxS 関連化合物	Perfluorohexane sulfonic acid (PFHxS), its salts and PFHxS-related compounds
30	デクロランプラス	Dechlorane Plus
31	UV-328	UV-328

32	ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA) 、その塩および PFHxA 関連物質	Perfluorohexanoic acid (PFHxA), its salts and PFHxA-related substances
33	有機ハロゲン添加剤（難燃剤など）	Organic halogen additives (e.g., flame retardants)
34	フッ素化温室効果ガス（HFCs, PFCs, SF6）	Fluorinated greenhouse gases (HFCs, PFCs, SF6, HFOs)
35	オルトフタル酸エステル	Ortho-Phthalates
36	中鎖塩素化パラフィン（MCCP, C14-17）	Medium-chain chlorinated paraffins (MCCPs, C14-17)
37	塩素および臭素	Chlorine and Bromine

◆表 4-1-2 含有禁止候補物質リスト

No.	物質名	英語名
1	ペル及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）	Per- and polyfluoroalkyl substances (PFAS)
2	デカブロモジフェニルエタン（DBDPE）	Decabromodiphenyl ethane

◆含有禁止候補物質について

既存部品での使用状況把握、将来的な代替に向けた検討など、自主的に先行した取り組みをすること。法規制の決定に基づき、十分な猶予期間なく含有禁止物質リストに追加する可能性があります。また、新規採用部品に対して当社から含有状況確認があった際には情報提供をすること。

◆表 4-2-1 含有禁止物質の管理基準

※使用例はすべてを網羅していないため、不明な点は発行元に確認のこと。

※適用除外用途には適用期限が定められているものがある。期限は法規制の改正により見直されるため、参照法令の最新版を確認すること。

※適用除外用途は、産業用レンズ（FA レンズ）機種において使用実績を確認したものを中心に、主要なものを抜粋して示す。詳細は EU RoHS 指令 Annex III／IV、EU REACH 規則 Annex XVII、EU POPs 規則 Annex I 等の原文を参照のこと。

No.	物質名	規制対象・使用例	含有閾値	適用除外用途（主要なもの）	参照法令
1	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）	すべて 例：絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液	－（意図的添加禁止）	副生成物として 50 ppm 以下で含まれる場合	1, 2, 3
2	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	すべて 例：絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液	50 ppm	－	1, 3
3	ポリ塩化ナフタレン（PCN 類） （塩素数が 1 以上）	すべて 例：潤滑油、塗料、樹脂安定剤、電気絶縁媒体、難燃剤	－（意図的添加禁止）	－	1, 3
4	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	すべて 例：難燃剤	1,000 ppm	－	1, 4
5	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	RoHS 対象製品	1,000 ppm ただし Deca-BDE は意図的添加禁止	－	1, 4
		RoHS 対象外製品	意図的添加禁止かつ Tetra、Penta、Hexa、Hepta、Deca-BDE の合計で 10 ppm ただし、回収材料を含むまたは作られた成形品の場合は 350 ppm（2027/6/29 まで）／200 ppm（2027/6/30 から）	－	1
6	短鎖型塩化パラフィン（炭素鎖長：10-13）	すべて 例：塩ビ可塑剤、難燃剤	1,000 ppm かつ意図的添加禁止	－	1, 3

7	アスベスト類	すべて 例：絶縁体、充填剤、摩擦材、電気絶縁材、充填フィラー、顔料・塗料、タルク、断熱材	－（意図的添加禁止）	－	3
8	オゾン層破壊物質	すべて 例：冷媒、発泡剤、消火剤、 洗浄剤	－（意図的添加禁止） ※製造工程での使用も禁止（4.2 参照）	副生成物として含まれる場合	6, 7, 8
9	カドミウム及びその化合物	包装材	カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計濃度で 100 ppm かつ意図的添加禁止	－	3, 4, 9, 10, 11, 12, 13, 14
		小型電池（アルカリ性亜鉛－二酸化マンガン小型電池を除く）	20 ppm ※電池に含まれるカドミウムの閾値は、欧州電池規則の定義と同様に、電池の総質量に占めるカドミウムの質量（電池 1 本あたりの濃度）にて算出する。	－	
		アルカリ性亜鉛－二酸化マンガン小型電池	10 ppm	－	
		上記以外すべて 例： ・塗料、インキ ・樹脂（ゴムを含む）材料中の顔料、染料、安定剤等の添加剤 ・電気カドミウムめっき処理およびカドミウムコート処理された材料および部品 ・カドミウムを含む光沢剤を使用した無電解ニッケルめっき部品 ・ ガラスおよびガラス塗料の顔料、染料 ・カドミウムを含む銀ろう材料 ・亜鉛および亜鉛合金、亜鉛化合物などの材料および部品（快削黄銅棒、ゴムベルト等） ・DC モーター、スイッチ、リレー、ブレーカ等の電気接点 ・温度ヒューズの可溶体	100 ppm	－	

10	六価クロム化合物	皮膚と接触する革製品、革パーツを含む製品	3 ppm（革の総乾燥重量において）	－	3, 4, 9, 10, 11, 12
		包装材	カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計濃度で 100 ppm かつ意図的添加禁止	－	
		上記以外すべて 例： ・塗料、インキ ・電気亜鉛めっき後クロメート処理された材料および部品（一般機械部品、板金、ねじ、軸物、ベアリング等） ・クロメート化成処理（塗装前処理）されたアルミ、銅合金、亜鉛合金等の材料および部品	1,000 ppm	－	
11	鉛及びその化合物	包装材	カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計濃度で 100 ppm かつ意図的添加禁止	－	3, 4, 9, 10, 11, 12
		ポリ塩化ビニル電線被覆中の鉛	300 ppm	－	
		小型電池（一部のボタン電池を除く）	100 ppm ※電池 1 本あたりの濃度にて算出 ・亜鉛－空気ボタン小型電池：500 ppm（2028 年 2 月 17 日まで。以降は 100 ppm） ・亜鉛－二酸化マンガンボタン小型電池／アルカリ性亜鉛－二酸化マンガン小型電池：40 ppm	－	
		上記以外すべて 例： ・塗料、インキ ・樹脂（ゴムを含む）材料中の顔料、染料、安定剤等の添加剤 ・鉛合金めっき処理された材料および部品 ・潤滑剤としての鉛を含む部品（ドライベアリング等） ・鉛を含有する各種合金（快削	1,000 ppm	・光学用途に使用される白色ガラス中に含まれる鉛 ・機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる 0.35 wt% までの鉛 ・銅合金に含まれる鉛（4.0 wt% 以下） ・機械加工用途のアルミニウムに合金成分として	

		黄銅等) ・はんだ材料 (Pb<85%)、 はんだ付けされた部品・ユニット		含まれる 0.4 wt% までの鉛 (2026/12/11 まで) ・パッチ式溶融亜鉛めっき鋼中に 0.2 wt% まで含まれる鉛 ・ガラス蛍光管であって鉛含有量が 0.2 wt% を超えないもの ・高融点はんだに含まれる鉛 (Pb≧85 wt%) ・ガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品 (圧電素子等) ※詳細は EU RoHS 指令 Annex III/IV を参照	
12	水銀及びその化合物	包装材	カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計濃度で 100 ppm かつ意図的添加禁止	—	3, 4, 9, 10, 11, 12, 13
		電池 (一部の亜鉛-二酸化マンガニ小型電池を除く)	5 ppm ※電池 1 本あたりの濃度にて算出	—	
		上記以外すべて 例: ・顔料、塗料、インキ、プラスチックへの調剤 ・水銀を接点としたリレー、スイッチ、センサー	1 ppm	—	
		特殊目的放電ランプ/高圧水銀蒸気ランプ等	1,000 ppm	・EU RoHS 付属書に言及されるその他の特殊目的放電ランプ中の水銀 ・2,000 ルーメン ANSI 以上の出力が必要なプロジェクタに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀 ・紫外線スペクトラムで発光するランプ中の水銀	
13	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)、その塩及び PFOS 関連化合物	すべて 例: フッ素コーティング 、金属めっきなど	PFOS およびその塩: 25 ppb (0.025 ppm) 関連物質の 1 つまたは組み合わせ: 1,000 ppb (1 ppm) かつ意図的添加禁止	—	1, 3

14	特定アミンを形成する一部のアゾ染料・顔料	人の皮膚（または口腔）に直接かつ長時間接触する可能性のある織物製品および皮革製品・部品 ※図面や仕様書で指示したもののみ対象とする。	30 ppm	－	3
15	三置換有機スズ化合物	すべて 例：防腐剤、かび防止剤、塗料、顔料、防汚顔料、安定剤、酸化・老化防止剤、防菌・防カビ剤	1,000 ppm ※金属換算したスズ質量による濃度とする。	－	1, 3
16	ジブチルスズ（DBT）化合物	すべて 例：塩化ビニル樹脂用安定剤、滑剤、触媒	1,000 ppm ※金属換算したスズ質量による濃度とする。	－	3
17	ジオクチルスズ（DOT）化合物	下記 2 つの用途 ・ 2 成分室温加硫鋳物キット（RTV-2 moulding kits） ・ 皮膚と接触することを意図された織物のアーティクル	1,000 ppm ※金属換算したスズ質量による濃度とする。	侵襲性および移植用以外の医療機器（ただし 2 ppm 以下の濃度で存在する場合）	3
18	ジメチルフマレート（DMF）	すべて 例：革製品の防腐剤、乾燥剤（シリカゲルパック）	0.1 ppm	－	3
19	多環芳香族炭化水素（PAHs）	人の皮膚または口腔内に直接ならびに長時間または短期間繰り返し接触するゴムまたはプラスチック構成部品 ※該当部品の仕入先様には、当社から個別に連絡する。	1 ppm	－	3
20	ペルフルオロオクタン酸（PFOA）、その塩及び PFOA 関連化合物	すべて 例：フッ素コーティング、織物など	PFOA およびその塩：25 ppb（0.025 ppm） 関連物質の 1 つまたは組み合わせ：1,000 ppb（1 ppm）かつ意図的添加禁止	医薬品の製造のために使用されるペルフルオロオクチルヨウ化物を含有するペルフルオロオクチル臭化物	1
21	ヘキサブロモシクロデカン（HBCDD）	すべて 例：難燃剤	75 ppm かつ意図的添加禁止	－	1, 2
		RoHS 対象製品	各物質ごとに 1,000 ppm	－	4

22 ～ 25	フタル酸エステル 4 種 ・ DEHP ・ BBP ・ DBP ・ DIBP	RoHS 対象外製品	可塑化された材料中で 1,000 ppm (DEHP, BBP, DBP, DIBP の合計として)	－	3
26	ハロゲンを構造内に含むポリマー	包装または包装部品 ※「包装または包装部品」とは、当社製品を市場に投入する際に、破損や汚損を防ぐ目的で商品を包むために用いられる「商品の一部となる部品（発泡スチロールや気泡緩衝材、テープなど）」を指し、当社への納入時にのみ用いられる包装材は対象外となる。	－（意図的添加禁止）	－	16, 17, 22, 24
27	長鎖ペルフルオロカルボン酸（C9-C21 PFCAs）、その塩及び関連化合物	すべて 例：フッ素系撥水・撥油処理剤	C9-C21 PFCAs およびその塩の合計で 25 ppb (0.025 ppm) C9-C21 PFCA 関連物質の合計で 260 ppb (0.26 ppm) かつ意図的添加禁止	－	1, 18
28	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) [PIP(3:1)]	すべて 例：可塑剤、難燃剤、プラスチックなど	1,000 ppm かつ意図的添加禁止	・ 潤滑剤およびグリース（2039 年 5 月 21 日まで） ・ リサイクルまたはリユースされたプラスチック ・ 回路基板およびワイヤーハーネス	5
29	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）、その塩及び PFHxS 関連化合物	すべて 例：フッ素コーティング、金属めっきなど	PFHxS またはその塩のいずれかで 25 ppb (0.025 ppm) PFHxS 関連物質の合計で 1,000 ppb (1 ppm) かつ意図的添加禁止	－	1
30	デクロランプラス	すべて 例：シリコーンゴム、潤滑油、 接着剤 、テープ、ケーブル等の難燃剤など	1 ppm かつ意図的添加禁止	－	18

31	UV-328	すべて 例：潤滑油、 接着剤 、テープ、 プラスチック用紫外線吸収剤 など	1 ppm かつ意図的添加禁止	偏光板用トリアセチルセルロース（TAC）フィルム（2030年2月4日まで）	18
32	ペルフルオロヘキサン酸（PFHxA）、その塩およびPFHxA関連物質	繊維製品	PFHxA およびその塩の合計で 25 ppb（0.025 ppm）（2027/4/10 から） PFHxA 関連物質の合計で 1,000 ppb（1 ppm）（2027/4/10 から）	－	3
33	有機ハロゲン添加剤（難燃剤など）	環境ラベル取得製品および電子ディスプレイ筐体等が対象。当社が該当製品を取り扱う場合に個別に連絡します。	ハロゲン成分の合計量で 1,000 ppm 等	詳細は参照法令を確認	16, 17, 19, 20, 22
34	フッ素化温室効果ガス（HFCs, PFCs, SF6）	すべて 例：空調、冷蔵・冷凍機、チャージ、消火剤など	－（意図的添加禁止）	－	21
35	オルトフタル酸エステル	EPEAT を取得する製品に用いる包装または包装部品。当社が該当製品を取り扱う場合に個別に連絡します。	EU RoHS 禁止物質および EU REACH 付属書 XIV（認可物質）のオルトフタル酸エステルの合計濃度で 500 ppm かつ意図的添加禁止	－	22
36	中鎖塩素化パラフィン（MCCP, C14-17）	すべて 例：可塑剤、難燃剤、 金属加工油	1,000 ppm かつ意図的添加禁止	－	1, 18
37	塩素および臭素	環境ラベル取得製品のプラスチック部品が対象。当社が該当製品を取り扱う場合に個別に連絡します。	1,000 ppm（塩素または臭素それぞれの総量） 25% 以上の消費者再生（PCR）材料を含む場合は 5,000 ppm	・プリント基板および同用電子部品 ・ケーブルおよび配線 ・必須の防火安全基準（UL 94 V0 等）に準拠するため難燃剤を含むプラスチック部品（外部筐体以外）	16, 17, 22

◆供給部品の適用除外について

含有禁止物質の一部は、法規制上、特定の条件下で、販売済み製品の供給部品（サービスパーツ、メンテナンスパーツ等）への適用が除外されることがある。そのため、当社から指定した部品（＝条件に合致する供給部品）に限り、一部またはすべての含有禁止物質の使用を許容する場合がある。

4.2 製造工程使用禁止物質

以下に示す物質は、製造工程で使用しないこととする。オゾン層破壊物質については本体の要求事項(1)に基づき不使用を求め、その他の物質については仕入先の自主的活動により不使用活動を実施する。

◆表 4-3 製造工程使用禁止物質

No.	物質名	CAS No.
1	トリクロロエチレン (トリクレン)	79-01-6
2	テトラクロロエチレン	127-18-4
3	ジクロロメタン (塩化メチレン)	75-09-2
4	四塩化炭素	56-23-5
5	1,2-ジクロロエタン	107-06-2
6	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4
7	シス-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2
8	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6
9	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5
10	1,3-ジクロロプロペン	542-75-6
11	ベンゼン ※ベンゼン含有製品含む	71-43-2
12	オゾン層破壊物質 (CFC、HCFC、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素等)	—

【光学部品製造における留意点】

レンズ・プリズム等の洗浄工程、脱脂工程、および鏡筒の脱脂工程では、上記の塩素系有機洗浄剤が使用される場合があります。該当がある場合は、炭化水素系・水系洗浄剤等への代替計画について当社へご相談ください。

4.3 含有管理物質

含有管理物質は、CMP（Chemical and Circular Management Platform）コンソーシアムが公開する「chemSHERPA 管理対象物質リスト」（以下、含有管理物質リストと言う）に示し、原則として以下により含有化学物質情報の収集、管理を行う。ただし、顧客の要求等により、他の伝達ツールまたは様式を指定する場合がある。

- アーティクルの場合：**chemSHERPA-AI**
- 物質・調剤の場合：**chemSHERPA-CI** または SDS

※chemSHERPA 管理対象物質リストは、法規制の制定・改定に伴い年に複数回更新されます。最新版を CMP コンソーシアムのウェブサイトにてご確認ください。

4.4 含有化学物質情報収集対象品の適用範囲

1. 含有管理物質情報収集対象品の適用範囲は、当社ブランド製品および、最終的に顧客（エンドユーザー、ビジネスパートナー）の手に渡るこれらの包装材料に適用する。
2. 輸送用容器・包装材料（部材・製品用）、輸送荷台（パレットなど）、設備・治具で EU に輸入するものに適用する。なお、具体的な対象品は、当社より含有情報収集依頼時に指定する。

別表 1 参照法令・自主基準一覧

No.	法規制・自主基準
1	EU POPs 規則 Annex I
2	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
3	EU REACH 規則（付属書 XVII 制限）
4	EU RoHS 指令
5	米国 TSCA PBT 規制
6	米国 ODS ラベリング規制
7	モントリオール議定書
8	オゾン層破壊物質規則
9	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
10	EU 電池規則
11	EU 包装規則
12	米国 包装材重金属規制
13	中国 電池標準（GB 24427-2021）
14	米国 Proposition 65
15	ノルウェー法
16	ドイツ ブルーエンジェル
17	日本 エコマーク

18	POPs 条約 附属書 A (廃絶)
19	米国ワシントン州法 (Safer Products for Washington)
20	EU ErP 指令 (Lot 5/電子ディスプレイ)
21	EU F ガス規則
22	米国 EPEAT
23	カナダ環境保護法
24	韓国包装規則

改訂履歴

改訂年月	版数	改訂内容
2026 年 9 月	第 1 版	制定 (日本語版)

※本基準は法規制の動向あるいは当社の方針等により、適時見直しを行います。

発行元

株式会社オプトル

© 2026 OPTOWL Co., Ltd. All rights reserved.